

## 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第4号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合非常勤職員公務災害等補償条例の一部を改正する条例

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合非常勤職員公務災害等補償条例（平成27年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第69条」を「第69条及び第70条」に改める。

第4条に次の1項を加える。

- 3 実施機関は、前項の規定による災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定をしようとするときは、公務災害補償等認定委員会（以下「認定委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

第4条の次に次の1条を加える。

（認定委員会）

第4条の2 実施機関の諮問に応じ、災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを審議するため、認定委員会を置く。

- 2 認定委員会は、委員5人をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから、管理者が委嘱する。
- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 認定委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 委員長は会務を総理する。委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。
- 8 前各項に定めるもののほか、認定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、組合規則で定める。

第3章中第26条を第28条とし、第25条中「第22条第1項」を「第24条第1項」に改め、同条を第27条とし、第24条を第26条とし、第23条を第25条とし、第22条第1項中「実施機関」を「実施機関又は審査会」に改め、同条を第24条とし、

同章を第4章とし、第2章の次に次の1章を加える。

### 第3章 審査

(審査)

第22条 実施機関の行う公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について不服がある者は、公務災害補償等審査会（以下「審査会」という。）に対し、審査を申し立てることができる。

- 2 前項の申立てがあったときは、審査会は、すみやかにこれを審査して裁定を行い、これを本人及びその者に係る実施機関に通知しなければならない。

(審査会)

第23条 前条第1項の申立てを審査するため、審査会を置く。

- 2 審査会は、委員3人をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから管理者が委嘱する。
- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。
- 8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。